

一宮いっちゃんぬいぐるみ制作業務委託
プロポーザル募集要領

一 宮 町
令和元年7月

1. 事業概要及び目的

本プロポーザル募集要領は、一宮いっちゃんぬいぐるみの制作、販売を通じて、町のキャラクターである一宮いっちゃんの知名度を向上させるとともに、町のPRにつなげることを目的とする。

2. 事業内容

別紙、業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 参加資格

次の条件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者。
 - ② 当該審査日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者。
 - ⑤ 募集開始の日から審査完了までの間、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領措置基準に基づく指名停止を受けている者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
- (4) その他請負業務の実施に必要となる措置を適切に遂行できる体制を有していること。

4. 参加申し込み

プロポーザルに参加したい事業所は、別紙「参加申込書（様式-1）」を提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）
- (2) 提出期限 令和元年7月12日（金）17時必着
- (3) 提出先 〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地
一宮町秘書広報課
TEL: 0475（42）2175

5. 企画提案

(1) 提出物

- ① 試作品
- ② 試作品の仕様や特徴、特筆すべき点等を記した書類
- ③ 見積書
- ④ 業務全体のスケジュール表（着手から完了までが分かるもの）
- ⑤ 国又は地方公共団体等における同種又は類似業務の業務成績（直近の1～2年間の実績）
- ⑥ その他参考資料（会社概要、営業報告書等）

(2) 提出部数 9部（原本1部、写し8部）。ただし試作品は1体以上。

(3) 提出方法 持参または郵送（当日到着分のみ有効）

(4) 提出期限 令和元年 8月2日（金）17時必着

(5) 質問等の受付

本企画提案及び仕様書に対して質問がある場合は、次のとおり行う。

① 質問受付 令和元年 7月10日（水）17時まで

② 質問方法 FAXまたは電子メールにて提出

別紙「一宮いっちゃんぬいぐるみ制作委託プロポーザルに関する質疑書」
（様式-2）

③ 回答期間 随時回答

6. 審査・選考方法

(1) 企画提案の審査選考は、一宮いっちゃんぬいぐるみ制作業務委託プロポーザル審査委員会にて行う。審査委員会では提示された企画提案書等による審査を実施し、別に定める選考基準により選考ポイントを判定し選考ポイントの合計を選考結果とする。

(2) 選考にあたり、令和元年8月9日（金）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、5者以上のものから応募があった場合には、事務局において事前審査を行い、上位5者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする。

(3) 選考結果は、全提案事業者あてに通知する。

(4) プレゼンテーションの説明時間は15分以内とする。

7. 企画提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ① 企画提案に参加する資格が無い者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に提案を提出しないとき。
- ③ 本プロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- ④ 本プロポーザルに対して、自己のほか他人の代理人をしたとき。

- ⑤ 本プロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- ⑥ 企画提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 住所、氏名、印影、金額もしくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- ⑧ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

8. 委託契約

選考ポイントの合計が最高点の事業者を優先交渉権者、2番目の事業者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として特定し、事業実施に係る委託契約を締結するものとする。

9. その他

- (1) 受理された提出物は本業務のみの使用とし、返却せず本町において処分する。
- (2) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡し辞退届を提出すること。また、辞退届の提出による不利益措置はない。
- (4) 提出された提出物について原則公開しないものとするが、一宮町情報公開条例による情報公開請求があった場合には公開することがある。非公開情報が含まれている場合にはその旨を明記すること。
- (5) 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務におけるその他の手続きに参加できなくなる場合がある。また、優先交渉権者においては契約交渉権が取り消される場合がある。
- (6) 審査結果についての異議申し立ては受理しない、また経過については公表しない。
- (7) 本業務の受託事業者は、業務の全部または主要部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託することはできない。主要部分を除く業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務を本町に書面で提出し、承諾を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこと。
- (8) 本業務の手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 本契約により作成された成果物の著作権は、本町に帰属する。

○連絡・送付先

一宮町秘書広報課 担当 生田

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457番地

TEL: 0 4 7 5 (4 2) 2 1 7 5

FAX: 0 4 7 5 (4 2) 2 4 6 5

MAIL: hishok@town.ichinomiya.chiba.jp